

広島県告示第五百六十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
	医療法人和同会	山口県宇部市西岐波二二九の三		
社会福祉法人慈光会	広島市安佐南区上安二丁目二〇―三三	慈光園短期入所生活介護事業所	広島市安佐南区上安二丁目二〇―三三	平成一八年九月三〇日